

Title	1860年代におけるイギリス労働運動と労使関係：1868年の「労働組合総評議会」(Trades Union Congress)の成立を中心として〔4〕：炭鉱労働組合, 綿業労働組合の動向
Sub Title	The British labour movement and industrial relations in 1860's, centering around the establishment of the Trades Union Congress (4)
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.6 (1970. 6) ,p.419(1)- 432(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19700601-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700601-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700601-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 1860年代におけるイギリス労働運動

と労使関係 —1868年の「労働組合総評議会」(Trades Union Congress)の成立を中心として〔4〕—炭鉱労働組合、綿業労働組合の動向

飯 田 鼎

- (1) 綿業労働組合の組織と政策
- (2) 炭坑労働組合の組織と政策
- (3) 「合同」主義原則支配の挫折

(1)

1880年代の末期から90年代にかけての不熟練労働者のはげしい闘争、いわゆる「新組合運動」(New Unionism)が始まる前までの時期に、イギリスの労働運動の中心的勢力を構成し、強固な労働組合を形づくっていたところのものは、大別して、炭坑労働者、綿業労働者および機械工・印刷工およびその他の小規模な職業別組合にわけることができる。80年代以後、新組合運動の意義を明らかにするためにも、60年代から70年代にかけてのこれらの諸組合の理論および政策、それぞれの組織構造の差異および相互関係、そしてさらにこれらを総体として規定するところの労使関係について考察する必要がある。それによればはじめて、1868年のTUCの成立の意義が明確にされ、80年代以後の独占形成期における労働運動との関連を理解することができる。

ところで、すでに機械工および建築工組合についてはのべたので、つぎにこれらと密接な関係をもちながらも、その政策および組織構造についていちじるしい対照をなすところの綿業労働者および炭鉱労働者の組合について考察することにしよう。

繊維産業の労働組合運動において特徴的なことは、18世紀末から19世紀半ばにかけての綿業労働者の組合運動の強固さと、これとはまさに対照的な毛織物業労働組合の相対的な弱さであろう。いうまでもなく毛織物業における労働者の団結の歴史は古く、18世紀初頭に、早くもウール工は西部諸州において、ウーステッド工はイースト・アングリア地方に、そしてキャラコ捺染工はロンドンを中心に団結の組織をつくっており、<sup>(1)</sup>またもっとも古い組織の歴史を有する梳毛工は、18世紀後半におけるもっとも強い全国的な連盟組織(national federation)のひとつであったといわれ、ヨークシャーおよびランカシャー地方はその中心地として、19世紀初頭の労働運動に依然として重要な

地位をしめていた。1822年、デューズベリで結成された「ヨークシア織工および紡績工一般組合」(Yorkshire General Union of Weavers and Spinners)がその代表的なものであり、またジョン・ドハーティの NAPL の如きも毛織物業労働者の運動と密接な関係をもっていた。<sup>(2)</sup>しかしながら、旧型の手工業熟練にその基礎をおくところの毛織物業労働者の運動は、産業革命に伴う技術的変革に影響され、40年代には急速に衰亡していった。

このような毛織物業者の労働組合運動の停滞に代って、綿紡績工は、合同組合を結成したのであって、1853年のランカシア地方を中心とする綿紡績工合同組合(Cotton-spinners' Amalgamated Association)がそれである。綿織工もまた同じ年、ブラックバーンを中心として組合連盟(federation)の結成を企図したのであったが成功せず、近代的な組織としては58年に至って「東南ランカシア織工組合連合」(North-East Lancashire Weavers' Association)とともにはじまった。しかしランカシア地方の織工の運動は、1884年まで、合同組合はおろか、連盟組織としてさえも成立せず、1886年の「連合繊維工場労働者組合」<sup>(3)</sup>(United Textile Factory Workers' Association)が、合同労働組合というよりは、政府および国家諸機関にたいする苦情処理の役割を果たすものとして組織されたにすぎなかった。このように綿業労働者の運動は、合同組合を結成したとはいえ、その基礎は弱く、いわゆる機械工組合と同型の性格のものではなく、またすでにのべた建築労働者の組織原則とも異なるところの組織であったといえることができる。すなわち織工の場合についていえば、織工や打綿室工は地方組合に組織されていたが、それぞれその基金を保持し、かなりの程度、地方的な独自性を保って

注(1) H.A. Turner, Trade Union Growth, Structure and Policy—A Comparative Study of the Cotton Unions, London, 1962, Chap. II, Section iii. なおこれについては、拙稿「職能別組合と一般労働組合——19世紀前半イギリスにおける労働組合構造にみる一試論——」(慶応義塾経済学会「経済学年報」10, 1966, 所収)を参照。

(2) Turner, *ibid.*, p. 175. ターナーはここで、ドハーティの NAPL が主としてその基礎をウールおよびウーステッド産業に依拠していることを強調しているが、この規定は一応正しいとしても、なお、上記の労働者以外の種々の労働者が参加した労働組合の連合組織のような形態をとっていたことが注意されなければならない点であろう。これについて G. D. H. コールはつぎのようにのべている。「紡績工組合が衰亡しはじめる前まで、ドハーティは、より大きな計画——一般労働組合としての NAPL (National Association for the Protection of Labour, a General Trades' Union) の計画に忙しかつた。その先駆者とは異なって、NAPL は、繊維労働者に加えて、炭坑夫、陶工、鍛冶工、機械工および船大工などを含む広汎な種類の労働者の支持をうることに成功したのであった。ランカシアおよびミッドランド諸州がその強力な中心であったが、しかしその勢力はヨークシアどころかサウス・ウェールズにも及んだのである(Cole, *Select Document*, pp. 251-2, 但し傍点は引用者)。またその団体の労働組合の連合体としての意義については、その「決議および規約」にあきらかである。初期の一般労働組合の性格を知る上でも、つぎの規約は興味深い。

(2条) この必要な目的を達成するために、この団体は、全国を通じてさまざまな種類の組織された職業から成るものとして構成されること。

(4条) この団体の一般的な規約および1000人の会員にたいして、ひとりの代表が出されることによって成立する常務委員会(General Committee)によって構成され、運用されること。

(5条) 常務委員会は、6ヶ月毎に会合をもち、この団体の利害にかんするあらゆる問題について決定すること。ところで第17条は決定的に重要である。

(第17条) 規則的に組織され、且つそれ自体統一していない職業は、この団体のメンバーと認めることができない。

(National Association for the Protection of Labour, Resolutions and Laws, Agreed to by the meeting of Delegates held in Manchester, on Monday, Tuesday and Wednesday, the 28th, 29th and 30th of June, 1830. [from The United Trades Co-operative Journal, July 10, 1830].

(3) Webb, *History*, pp. 434-5.

いたところに特徴が存した。従って綿業労働組合における「合同」(amalgamation)とは、実際には、特別な場合における一般的な運動の遂行のための連盟でしかなく、その結合度は緩く、大抵の問題において各組合はそれぞれ独自の立場をとり、共同闘争の必要上、中央の基金が設けられた場合でも、各組合は、純粋に地方的な基盤の上でその基金から共済手当を支払うというように、合同機械工組合によってはじめられた「ニュー・モデル」を模範とするものではなく、従って組合基金の中央集権化、争議および共済手当の完全なプール制を実現することなく、その地域性の重視を基礎とする政策はその伝統としてその後においても長くうけつがれていったのである。<sup>(4)</sup>

しかし同じ綿業労働者の組合でも、紡績工の場合は、織工のそれとはやや異なっていた。紡績工は、婦人および児童労働者のような不熟練労働者から、自己の特権的な職業的利益を擁護しようとする高熟練労働者の一群を形成し、各紡績工は、その輩下に、労働組合に加入する機会を奪われた出来高工(piecers)としてのミュール紡績工の数人を雇用していたことが特徴的であった。これらの出来高工は、直接に雇主からではなくこの親方ともいべき紡績工からその賃金を支払われたのであった。そして、彼らの労働組合が組織された場合、それは、綿紡績工によって従属させられ支配されるという関係にあったことが重要である。だがこのようなこの二つの組合が相互に従属および支配の関係にあったにもかかわらず、注目すべきことは、紡績工はこの出来高工から補充され、熟練機械工(skilled engineers)がその労働者(labourers)との間に画然とひかれていたような明確な階級としての区別は存しなかったことである。紡績工の合同組合が、機械工のそれとも異なってその結合度が弱く、たかだか連盟程度のものでしかなかったにもかかわらず、しかもなお、織工および打綿室工よりも凝集力に富んでいたのはこの理由によっていた。綿業労働者の合同組合が、このように機械工組合や大工組合とは異なって、地方分権の伝統を根強く守り、もっとも重要と思われる問題についての団体交渉においても、各職業における連盟の形式をとるという特色は、たんにその組織力の弱さのみ起因するものと解釈することには問題が残るといわなければならない。自然発生的な成立過程からして綿業は強固な地方主義的伝統(localism)の上に生い立ち、そのことがまた団体交渉の様式ならびに範囲までも規定するところの連立組織をとらしめたのであって、ウィリアム・アランの機械工組合やアップルガースの建築工組合のような強固に編成された合同組合とは全く類似しないところのものであった。しかしこのような基礎的な条件ばかりでなく、それを背景として、綿業労働者の組合の1820年代以後の工場法運動における積極的な参加<sup>(5)</sup>、とくに47年の10時間法および50年の工場法修正成立において、きわめて有効な作用を及ぼしたことも忘れられてはならないであろう。60年代における標準価格表(standard price-lists)の制度化と拡大とは、組合組

注(4) G.D.H. Cole, Some Notes on British Trade Unionism in the Third Quarter of the 19th Century, (International Review for Social History, Vol. 2, 1937, pp. 1-25).

(5) これについては、Alfred Samuel Kidd, The History of the Factory Legislation, 1857, London, Chap. VII, pp. 88 ff. and B.L. Hutchins and Harrison, A History of Factory Legislation, 1911, London, Chap. III, pp. 30 ff.

織および団体交渉における前進と相呼応し、その後60年代から70年代にかけて8時間労働制の要求がたかまるとともに、この運動のなかから1872年の工場法改革協会<sup>(7)</sup> (Factory Acts Reform Association) が起こるといふように、彼らの政治的志向は、労働組合の合同組合への傾向を伴わずに、むしろ、運動は、産業的な方向よりはむしろ政治的な方向をとったのである。もちろん、その政治主義は産業主義と無縁なものではなく、労働力の供給独占の方法、たとえば入職制限の面において<sup>(8)</sup>も、機械工や建築工とは異なった構造をもち、それこそがまた工場法運動に典型的にみられるような政治的傾向と結びついているところに興味ある問題が秘められている。この問題について、今少し検討することにしよう。

すでにのべたように、綿工業には、産業革命とともに最も早くから労働組合が結成されたのであ

注(6) これについてウェップはつぎのようにのべているのは、きわめて示唆的であろう。「1853年に建設されたブラックバーン組合 (the Blackburn Association) は、北東ランカシア組合 (North-East Lancashire Association)、すなわち1858年に建設された小都市における地方的な織工の組合の連合によって、次第に蔽われたのである。ブラックバーンの組織から分離したのち成長したこの組織は、その特別の目的として、たえず議論をひきおこすところの価格の熟練した計算者をかかえていくということをとまっていたのであって、その議論こそ、イギリスの綿工業を特徴づけるところの複雑な出来高払い率表 (lists of piecework rate) についておこるのである」(Webb, History, p. 307)。ところで、具体的にこの出来高払い率表というものは、一体、労働運動にどのような影響を及ぼしたのであろうか。ランカシア地方の綿業労働者の間には、精密に出来上がった出来高払い率表によって賃金が決定されることが当時一般的であったし、その意味で、1869年に確定された最初のもっとも包括的な「オールダム・リスト」(Oldham Spinning List) は、きわめて重要である。そもそもこのリストの起源は、オールダムの資本家が、賃金をおし下げようとしたところにあった。1869年5月、オールダムの経営者の、打綿業部門 (blowing and scutching department) において5パーセント、そして精紡部門および織布を除くその附属作業において10パーセントの賃下げに発したものである。これがオールダムにおける好況および不況によって左右されずに施行されるというところから、労働者ははげしくこれに反対し、問題は、ウォルヴァハムトンの州裁判所判事リュパート・ケットル (Rupert Kettle) を委員長とする仲裁委員会に付されることとなったことである (John Jewkes and E.M. Gray, Wages and Labour in the Lancashire Cotton Spinning Industry, 1935, Manchester, p. 60)。なおこのような賃金切り下げを中心とする資本の攻勢の激化の背景としては、イギリス綿工業の世界市場における地位の相対的低下が指摘されなければならない。メンデルソンは、つぎのようにのべている。「イギリスの工業的独占の挫折は、イギリスの工場相手たちが、重工業の発展におけるより、いち早く大成功をおさめた繊維工業の分野で、まず最初にはじまった。1866年恐慌以降、イギリスは軽工業でも急速にその陣地をつぎつぎと失っている。しかもイギリスは、重工業においてはもっとも重大な打撃をこうむっている」(エリ・ア・メニデルソン、飯田貫一他訳「恐慌の理論と歴史」第1分冊、1960年、青木書店、218-9頁)。またこの問題については、角山栄「イギリス綿工業の発展と世界資本主義の成立」(河野健二・飯沼二郎編「世界資本主義の形成」1967年、岩波書店)を参照。そして労働運動史の視点から、この60年代を中心とするイギリス労働運動の諸特徴を論じたものとして、拙稿「イギリス労働運動とマルクス主義——ヨーロッパ労働運動の伝統形成についての一試論」(労働運動史研究会編「国際労働運動の歴史と現状」1970年、労働旬報社)を参照。

ところでこのオールダムの出来高払い率表の制定の意義は、つぎの二つの側面から考察することができる。それは何よりも、雇主に賃下げの手段として利用されるとすれば、労働者はこれに反対したことはいまでもないが、機械工のようにその廃止を要求として掲げる実力をもたない以上、piece-workを、綿工業労働者の立場から廃止しえないという認識に立って、その賃率を出来るだけ高めようとする努力こそ払われるべきであると考えたのであって、その結果として、ここに団体交渉の制度化への途がきり開かれたことである。同時にそれは、綿工業の場合、地域別に賃金格差があり、そのことが実に、「合同組合」といっても、それが、機械工のような完全な合同組合となりえない理由である。つぎにそれは、まさしくウェップが強調しているように、「さらに重要な結果は、労働組合役員の特異なタイプの創造であった」(Webb, History, p. 308)。何故ならば、このような賃率表はきわめて詳細に規定されており、たとえば Bolton Spinning Listの如きは数でうずめられた85ページの文書であるところから、複雑な計算を行うためには数学の知識がどうしても必要であり、こうしたすぐれた実務的才能をもつ者が労働組合役員として登場することとなったのである。これはその後の綿業の労働運動に大きな影響を及ぼしたといわれる (Webb, ibid., pp. 308-9)。

(7) Webb, ibid., p. 310.

るが、その契機は、まず第1に織機織工 (power-loom weaver) の組合の強化が、未組織の労働者による部門別の組合の結成を刺激したことに始まり、つぎにさまざまな織工 (cotton operative) を広汎な同盟 (alliance) に組織したことであったが、しかし織工は19世紀労働組合運動の共通のパターンにとっていわば例外をなしている。何故にそのようなことが結論的にいえるのかといえ、各産業における労働と生産手段の所有との分離の存在形態が、労働者組織の形態をその基盤において制約するからである<sup>(9)</sup>。このことこそが、綿業労働運動をして、合同組合としての機械工や建築工とは異なった性格を賦与せしめたのみならず、また、繊維産業労働運動のなかでも特異な地位を占めさせた理由なのである。それはまず、労働力をめぐる労資の取引関係すなわち労使関係に密接な関連をもつところの熟練労働力の養成および需給関係と産業革命による技術的変革の過程との関連にかかわっている。いわゆる徒弟制度は、中世的なギルドの労働力支配の機構であるが、それは形をかえて近代的な労働組合の労働力政策の根幹として、熟練労働力の養成に役立つとともに、入職制限を加えることによって、不熟練労働者の排除および熟練労働力の価格の維持政策となった<sup>(10)</sup>。18世紀のいわゆる「職業クラブ」(trade clubs) はこうした慣習を維持することに全力を傾注したのであって、手工業的熟練に依存する少量多種生産の産業には、とくにその傾向が濃厚にみられたところであった。しかしながら産業革命の進展ともなう機械制大工業の発展とその結果としての大量生産方式の導入は、次第にこの徒弟制度を桎梏として感じさせるに至り、低廉な労働力を希望する大

注(8) 綿工業の労働組合の組織や政策、とくに経済と政治との関係、賃金支払い形態の問題は、相互に密接な関係をもっている。まずその組織は、綿業労働者は6部門に分けられている。6部門の労働者はそれぞれ独立の組合組織をもち、全部に共通した問題については共同して闘うが、「合同」には反対する。各組合は結合して非常に有力な連盟をつくるが、とくに、綿織工と精紡工および梳機工は「統一繊維工場労働者組合」(United Textile Factory Workers' Association)を組織し、工場法やその他の立法の制定という政治的団体を形成していることである。しかしそれは決して「合同組合」(Amalgamation)とは呼ばれないことが特徴的で、紡績工はその組合をみずから「合同」と称しているけれども、実は province 単位の組合がその役員を選挙する。そのような状況が生まれるのは、すでにのべたような地域間および職業間の差異であって、1892年に、ランカシア全部に画一的な出来高払い率表が採用されたのは、1884年、北部諸州綿織工合同組合 (Northern Counties Amalgamated Association of Cotton-weavers) が結成されたためであるといえよう (Webb, Industrial Democracy, pp. 124-126)。

(9) Turner, ibid., p. 193.

(10) 産業革命の進展ともなう繊維産業の機械化によって、綿業資本は徒弟制度を桎梏として感じはじめ、事実その基盤は掘りくずされ、有名無実化され、ついに1814年、エリザベスの時代以来、実に2世紀半に亘って遵守されてきた「職工条令」(Statute of Artificers) は廃止されるに至った。しかし貧困と不況の渦巻く19世紀前半期においては、すでに有名無実化されたこの条令が再び法律として強制されることを求める声が強烈となった。とくに飛騨の発明によって打撃を受け、職を奪われた手織工たちは、徒弟期間を修了した労働者が、この法律の施行によって無資格の機械織工との競争から保護されることを訴えたのである。これをめぐって19世紀初頭以来、議会を中心にはげしい論争が展開され、結局、1814年に「職工条令」は廃止されることになる。しかし法律としては廃止されても、その慣習は長く手織工の間に残ったのであって、近代的な労働組合にみられる7年ないし5年という徒弟期間の伝統は、このような中世的な労働慣行の名残りとして理解されるとしても、組合運動の発展のなかで、団結を強化し、その利益を擁護するという積極的意義をもちえたのである。なお、この点については、労働組合の労働力政策との関連という点ではきわめて不十分であるが、Q. Jocolyn Dunlop, English Apprenticeship and Child Labour, a History, with a Supplementary Section on the Modern Problem of Juvenile Labour, 1912, p. 240 ff. なお、この点についてのくわしい叙述は Paul Mantoux, The Industrial Revolution in XVIIIth Century, An Outline of the Beginnings of the Modern Factory System in England, London, (translated by Majorie Vernon) 1928. 徳増栄太郎、井上幸治、遠藤輝明共訳「産業革命」1964年、東洋経済新報社、「第3章 産業革命と労働者階級」を参照。



資本家は、徒弟制度をもって熟練の伝播および普及に障害をなすものとみなすに至り、このような見解に影響された国家権力もまた、その維持に熱意をもたなかった。従って綿工業のように、すでにその出発点において機械制大工場として発展した産業における労働者の組織は、機械化にともなう婦人および児童労働者の導入と相まって、たんにその徒弟制度の維持政策をもってその職業的利益を守り抜くことはきわめて困難であったばかりでなく、徒弟制度を中心とする熟練労働力の養成機構も、労働組合による専一的な支配よりは、いちじるしく企業の側の労働力政策の介入をうけざるをえないのであった。<sup>(11)</sup>ここに綿業労働組合が機械工組合のような完全な「合同組合」を建設することができず、<sup>(12)</sup>産業や企業の立地条件によって、賃金およびその他の労働条件も大きく左右されたのみならず、その運動の方向が、全体として10時間法運動のような政治的な運動と結びつく大き

注(11) Sidney Pollard, *The Genesis of Modern Management, A Study of the Industrial Revolution in Great Britain*, 1963, London, Chapter 3, *The Course of Structural Change in Industry*, Section IV および Chap. 5, *The Adaption of the Labour Force* を参照されたい。

(12) 1810年に建設された綿業労働者の合同組合の力は、決して侮ることのできないものであったが、それが強力な中央集権的組織たりえなかった事情について、チャップマンはつぎのようにのべている。「それは、マンチェスター周辺のあらゆる地域に及んだ。東は, Staely Bridge, Ashton-under-Lyne, Hyde とその周辺, 北部はオールダム, ボルトンおよびプレストン, そして南部はストックポートやマックスフィールドにまで及んだのであって, 週1,000ポンドから1,500ポンドを集めることができた。この組織の日常業務 (business affairs) というのは, 40人ないし50人の人々によって処理され—そのうち若干の人々は地区の代表 (district delegate) である一方, 他の人々は工場 (mills) を代表していた—彼らは, ジョセフ・シップレイ (Joseph Shipley) という人の指導の下に, マンチェスターにいた。その組合は, そのメンバーにたいして少なからざる権力 (authority) を行使した。しかしながら, 内規によれば, どんな職場 (shop) も, マンチェスター会議 (Manchester Congress) の承認なしには, ストライキをすることが許されないことになっていた。ところが, その結成の年に, その内規は, 大規模な「ステアリー・ブリッジ・ストライキ」によって破られてしまった。その結果, 30,000人が失業し, 17,000ポンドの損害を組合に与えたといわれる」(Sydney J. Chapman, *The Lancashire Cotton Industry, A Study in Economic Development*, 1904, Manchester, p. 195. ここには綿業労働組合の組織上, 重要な問題が秘められているように思う。つまり, 無視しえないほどの闘争力をもつ amalgamation は, 完全に権力集約的な組織としての統一体ではなく, その執行部も, 地区代表と工場代表との双方から構成されており, 各地方や工場 (個別資本) によって, 労働条件その他に独特な事情があることが窺われることを示唆している。なおこれは, 団結禁止法下であったということも, ひとつの条件ではあろうけれども, それは決定的ではなく, その後, いま問題としている60年代においても, その事情はさして変化していなかったといえるのではなからうか。再び Chapman のいうところをきいてみよう。

「現在綿業労働者のなかに存在する最強の組合であるところの合同組合 (amalgamation) の規約をくわしく検討することは, 何がしかの興味のあるところであろう。この amalgamation の立法上の権力は, 年四回開かれ, 且つ特別に召集されるときには開かれるところの代表者総会 (general meeting of delegates) に存している。各地区および各州は, そのメンバーの数に比例して代表者をおくる。総会は, 13人より成る委員会を選び, 書記, 会計係および議長とともに執行部を構成する。「執行部にたいする各州および各地区による不当な独占を防ぐために, 各自は, 1,500名につき1名の割合で代表者を指名することが許される……。このようにして任命された委員会は, その団体から, amalgamation の業務においておこるあまり重要でない問題を処理すべき6人の小委員会 (sub-committee) を選ぶ。仕事を抛棄する場合には, 執行部は, 代表者の会合を召集せざるをえない。そしてもし, 会の三分の二が, ストライキについて決定するならば, その問題は組合員に任せねばならない。その三分の二の多数の投票が, ストライキのためには必要である……。あらゆる争議の終結は, 執行委員会の権力にある。そしていかなる州もしくは地区も, amalgamation によって妥当なものとして認められないストライキについては, amalgamation からストライキ手当をうけとることはできない」(Chapman, *ibid.*, pp. 246-247)。ここに明瞭に認められるように, たんに amalgamation といっても, それは, たとえば合同機械工組合 (Amalgamated Society of Engineers) のような権力集約的な強力且つ単一の組合構造ではなく, たとえば, North-East Lancashire Amalgamated Society (1859) や Northern Counties Amalgamated Association of Weavers あるいはまた Power-loom Overlookers' Amalgamation のように地域と職種との双方の性格を併せもつ合同組合であったところに, 綿業労働者の amalgamation の特殊性があったことは銘記されるべきであろう。

な理由のひとつであった。

ところがこれとは対照的に, 産業革命による技術革命の影響をうけることが比較的少なく, 依然として手工業的熟練に依拠せざるをえない職種, たとえば印刷業などにおいては19世紀半ばまで何ら技術上の変革の影響をうけることがなかったが, もっとも重要なものは, 建築業や家具製造業に基礎をもつところの伝統的な木工業の職種であって, 新しい金属加工業は, 実にこれに依拠していた。近代的な工場制度の初期にあつては, 機械それ自体が主として材木によって出来上っており, 徐々に金属がこれにとって代ったため, 金属加工業の道具としての旋盤, 平削板, 穿孔機, 万力およびやすりなどは新しい工場機械の製作者であった木工によって, 応用の結果でできたものであった。鋳型工の如きはその跡をとどめているということが出来る。工場大工職人組合 (journeymen-millwrights' societies) が, ニュー・モデルとしての ASE の先駆をなしたことも主としてその理由によっているし, これとならんでアップルガースの ASCJ が, ニュー・モデルの精神を体現したのもその理由によっている。そしてこのような機械工および建築工の組合政策の基本を形成していたものは徒弟制度であり, その結果として出てくる政策が, 下請政策および出来高払い制に対するはげしい反対を中心としたものであったことは, すでにふれたところである。このように純粋な形をとっていたクラフト・ユニオンの場合は, 徒弟制度の維持が下請制もしくは出来高制反対という要求と結びついていたのに反し, 綿業の場合には, 家内工業の手織工時代から, 下請制の長い歴史的事情が, 婦人および児童労働者の増加のために, 徒弟制度を強制しえないという状況のなかで, この下請制自体を入職制限の有効な手段として利用させることとなったのであって, 親方紡績工がみずから雇用する労働者のなかから独占的に資格のある紡績工として選ぶ場合に, いいかえるならば, 職場における先任権の確立のためにこれを利用したのであった。

以上にみるように, 労働力供給のメカニズムは, まず第1に, 木工労働者が機械産業に労働力を供給するという形で, 伝統的な産業の労働者が新たに勃興した産業における労働力の基底的部分を形成することはしばしばみられるところであるが,<sup>(14)</sup> つぎに第2に労働市場において決定的役割を演じたところの徒弟制度であり, クラフト・ユニオンの政策として熟練職種には普遍的なものであった。そして第3に労働力を補充するための方法として, 鋳山業や建設業において一般的にみられた「親方制度」(‘buddy system’) なるものがあつた。ヨーロッパはもちろん, わが国の明治および大正期の鋳山業においても, この制度はひろく普及していたことは知られているが, それは本来, 熟練職種が, 労働者の側からする実質的な抵抗がないために変質してしまつたところにおける労働力統轄の制度であり, 綿業においてもみられたところの制度であつて, たとえば, ランカシアのアーク

注(13) Webb, *History*, p. 205.

(14) その例としてしばしばあげられるのは, ランカシア地方の fustian weaver (コール天織り) が, 綿工業の新しい労働力とされたことである。(Duncan Bythell, *The Handloom Weavers, A Study in the English Cotton Industry during the Industrial Revolution*, Cambridge, 1969, p. 41.)

ライト紡績工場はその例であった。この三つの労働力供給ないし補充の方式に、綿業もかかわったのであるが、同時に綿業労働組合が純粋なクラフト・ユニオンではなく、いわゆる一般組合の先駆的形態であったがために、それぞれの労働力供給ないし補充方式の特徴を、部分的にとりいれることによって、その政策を形成したといえることができるのであって、これときわめて類似した型の組合をうち建てたものは、炭坑労働者であった。

## (2)

綿業労働者の合同組合が、機械工および建築工に比較してどのような特徴をもつかは、以上の考察においてほぼ明らかになったと思うが、ではこれとならんで、60年代の労働組合運動においてきわめて重要な地位をしめていた炭坑労働者の組合は、この amalgamation にたいして、どのような地位をしめていたのであろうか。

炭坑労働組合運動の本格的展開は、1840年代にはじまる。1842年11月、Wakefieldにおいて成立した「大英国炭坑夫組合」(Miners' Association of Great Britain—以下 MAGB と略称)は、その規模、構造およびこれをつくり出した意図において、近代的なイギリス労働組合運動の典型ともいえるものであった。<sup>(15)</sup> いうまでもなく、これは、全国的職能別組合の理念が次第に定着しはじめたところの30年代——その象徴としてのオーエンによるグランド・ナショナルの運動を想起せよ——における新しい一連の運動、Grand General Union of all Operative Spinners of the United Kingdom (1831年まで)、Operative Builders Union (1834年まで)、などに刺激され、これらに照応するものとしておこったものであったが、その生命は短く、Martin Jude の指導の下に、1840年代から50年代にかけてヨークシアおよびダーラム、ノーサンバーランドの炭坑夫を中心に運動の復興が企てられたのであったが、成功せず、結局、統一的な全国組合の結成は、Alexander MacDonald による「全国炭坑夫組合」(National Miners' Association) をまたなければならなかった。<sup>(16)</sup> 50年代に好景気に入ったイギリス炭鉱業は、巨額の利潤に比較して、労働者の賃金は異常に低く、1854年から58年にかけて Adwalton や Drighlington 地区およびその他の小炭坑を除けば、西部ヨークシアの賃金はすえおかれ、<sup>(17)</sup> 賃金ひき上げがまさに焦眉の問題としてとりあげられなければならず、これとなら

注(15) 黎明期の一大組織について、その成立の年月を、Webb は、「1841年、Wakefield において結成された」とのべている (Webb, History, p. 181)。また Page Arnot もこの Webb の説をうけつぎ、同じように記している (R. Page Arnot, A History of the Miners' Federation of Great Britain, 1889-1910, London, 1949, p. 41)。ところが、Machin の最近の研究はこれを否定し、1842年11月7日としている (Frank Machin, The Yorkshire Miner, A History, Vol. I, Barnsley, 1958, p. 42)。またチャールナーとリプリーの注目すべき研究 (Raymond Challinor and Brian Ripley, The Miners' Association—A Trade Union in the Age of the Chartists, London, 1965 においても 1842年11月7日とされている。

(16) とはいくもの炭坑夫の場合は、Grand National などよりは、はるかに大きな力と永続性をもった統一体であったことは明らかである (Challinor and Ripley, ibid., pp. 8-9)。

(17) Frank Machin, ibid., p. 81.

んで、労働時間、職場の安全確保の問題、あるいはトラック・システム等、山積する問題への対策および処理のためには、雇主に對して有効な団体交渉を要求することのできる強大な全国的な組合を早急に結成する必要に迫られていた。National Miners' Union は、まさしくそのような要請のもとで誕生したものであったが、<sup>(18)</sup> しかし、地域的な諸条件の差異からストライキや団体交渉の問題について統一的にこの組合が調整することはきわめて困難であり、従ってその運動の主要な目標は、炭坑夫の全体の利益に役立つ社会政策立法のような議会を中心とする政治運動にむけられ、労働条件の改善については、地方組合がそれぞれの責任において全面的にこれを担わなければならなかったのであって、ここに炭坑労働者の組合運動が、綿業労働者の amalgamation が当面したと同じような困難に直面しなければならぬ重要な問題がある。全国的中央組織と地方支部組合との相互依存的ではあるけれども、後者の前者にたいする独立の関係は、たとえばスコットランドの諸地方組合と National Miners' Association (以下、NMA と略称) との関係においてもっとも明瞭に認められるのであって、彼の出生地であり、スコットランド炭坑労働組合運動に密接な関係をもちつづけ、全体としての炭坑労働者の運動に専心した MacDonald の力をもってしても、その地方組合 (local union) のセクト主義を打破することはまことに容易ではなかった。すでに 1859年、ASE をモデルとして試みられた「スコットランド炭坑合同組合」(Scottish Miners' Amalgamated Society) の失敗も、<sup>(20)</sup> 以上の理由によっている。

地方組合がその独立性を保持し、財政的にも NMA にたいしてその権限を全面的に委譲せず、地方的な規模において団体交渉を行なうという当時の労働組合運動の状況は、横断的な労働市場の形成を阻み、労働者階級の団結の障害になっていたことだけでなく、その結果は、賃金闘争をはじめ労働条件の改善への希望を失なわせるものであった。そこで MacDonald は、NMA をもって日常的な経済闘争のための組織としてよりは、鉱山規制法 (Mines Regulation Act) や、8時間労働制獲得のための運動体として、<sup>(21)</sup> 政治的闘争の具と考えるに至ったのである。もちろんこの場合、8時間労働制を中心とする社会政策立法の獲得は、純粋に政治的な運動というのではなく、経済闘争の法律的表現としての意味をもっていたにすぎないが、ともかく、NMA が全国に広汎に存在する地方的な組合の中央集権的組織たりえなかったことは事実であった。ところでこうした情勢のなかで、Mac-

注(18) その経緯については Machin, ibid., pp. 319-324.

(19) 1856年、20パーセントの賃金切り下げを行った各炭鉱資本に対して、West Lothian, Stirlingshire, そして Lanark および Ayr の労働者はストライキに入ったが、敗退した。ここで得られた教訓として、MacDonald の Coal and Iron Miners' Association の力を強化することが確認された (Page Arnot, A History of the Scottish Miners from the Earliest Times, London, 1955, pp. 41-43)。しかし問題はつぎの点にあった。すなわち、最大の弱点は、NMA のための中央基金を欠いていたことであり、それぞれの支部が、その掌中に組合費の大部を保持しておいたことである。最終的には、各組合員が、2週間に1回6.5ペンスを支払い、その半部分が支部費にあてられることにきまったにもかかわらず、実行されず、NMA の基礎は弱められ、雇主は、それに加入している労働者を解雇した。このように炭坑夫組合の組織上の困難さは、全国的中央組織と支部組織との政策上の矛盾にかかっていたのである (Arnot, ibid., p. 44)。

(20) Arnot, ibid., p. 45.

(21) Webb, History, pp. 301-2.

Donald の政策に対抗して炭坑夫による amalgamation 結成の動きがみられたことは注目されなければならない。1858年 MacDonald は、政治的運動のための全国的な同盟をつくらうとして、イングランドやウェールズに存在する団体と接触していた結果、スコットランド、南ヨークシア、西ヨークシア、スタフォードシア、ランカシアおよびその他の諸地域からの代表が参加して、ここにアシュトン炭坑夫協議会 (Ashton Miners' Conference) が結成された。<sup>(22)</sup> さらに彼は、それをおし拡げて、ダーラムおよびノーサンバーランドを含めて全国の代表から成る NMA をつくりあげ、8時間労働制の運動を開始したのであるが、そこでは Durham の指導者クロウフォード (William Crawford) <sup>(23)</sup> のように、法定 8 時間労働制に反対するような動きもあり、NMA 内部の事情は、MacDonald の社会政策立法闘争をめぐって必ずしも単純ではない動きを示した。MacDonald の組織および運動方針として、各地方支部の独自性の上に立つ連盟の方式を固執し、そのために、賃金および労働条件の交渉についてはほとんど地方支部の方針に任せ、本部としての NMA は主として鉱山規制法や法定 8 時間労働制のような社会政策立法の闘争に全力を注ぐことに対して、これを不満とする機関紙 'The Miner' の編集者タワーズ (J. Towers) は、有効な地方組織をつくる目的をもって、ランカシア地方のさまざまな地方組合から代表者を召集し、全国に跨る中央集権的な組織として、合同炭坑夫組合 (Amalgamated Association of Miners……以下 AAM と略称) を結成した。<sup>(24)</sup> いうまでもなくマクドナルドの主宰する NMA は強大な組織であったが、これに対抗する AAM もまた、1873 年当時組合員の数においては必ずしも見劣りのするものではなかった。<sup>(25)</sup> だとすれば、この二つの組織が、炭坑労働運動の世界を二分し、労働条件改善のための経済闘争や団体交渉の方式および政治闘争などにおいていちじるしい波紋を画き、その結果として Junta を中心として amalgamated society の運動にもかなりの影響を与えるに至ったとしても偶然ではない。問題の争点は、連盟 (federation) の形式をとる NMA と合同組合 (amalgamation) の方式を追求する AAM との調和することのできない組織上の差異に胚胎することはいうまでもないが、きわめて興味深いことは、ひとしく権力集中 (centralization) あるいは合同 (amalgamation) といっても、炭坑夫のそれ、すなわち AAM は ASE とは全く対照的な地位をしめていることである。それではこのような対照性とは一体何であり、それはどのようにしておいたのであろうか。

一般に理解される限りでは、「合同主義」の原則 ('Amalgamated' principle) は、Junta を中心とする指導体制の組織的原則として考えられ、その限りにおいて、それは、熟練労働者組合の政治的妥協と産業的平和主義に奉仕する理論以外の何物でもなかったし、これに反対の立場に立つ地方組合を基盤とする連立主義は、きわめて戦闘的な労働組合主義と考えられ、前者の代表的なものこそ

注(22) G. D. H. Cole, *ibid.*, (I.R.S.H.) p. 9.

(23) Webb, *History*, p. 303.

(24) Cole, *ibid.*, p. 10. なお、Webb は、この AAM の運動を無視し、ほとんどふられていない。

(25) *Ibid.*, pp. 11-12.

ASE や ASJC であり、後者はすなわちジョージ・ポッターを中核とする建築工の戦闘的労働組合主義であった。<sup>(26)</sup> ところが、炭坑夫組合の運動の場合にはこれとは全く反対に、1863年頃から、戦闘的な分子は、マクドナルド派の穏健分子の連立政策に対して、権力集中的な組合の建設を唱えたのである。ランカシアの指導者のひとりトーマス・ホーリデイ (Thomas Halliday) は、このような権力集中的な組合 (centralized union) によってこそ、弱い地帯を組織しえないために、ストライキの度にストライキ破りの導入によって敗北せざるをえない NMA の組織上の弱点を克服することができるとし、争議がおこった場合に、組合の全力を傾注して財政的な支援を行なうことができると主張したのであった。<sup>(27)</sup> このようにして、炭坑労働者の組織問題は、実に ASE や ASJC とは全く対照的な状況を呈することとなった。それでは何故にそのような状況が齎されるに至ったのであろうか。

それはまず綿業労働者の組織と双似的ならしめたところの各地域の炭田地帯の立地条件およびその他の諸条件、そしてそこでの労働者の組織および闘争力の格差の問題があげられなければならないであろう。そのために炭坑夫の組合の場合、地方的な連盟 (regional miners' federation) は成立しても、綿業労働者の組合にみられたような「部門別の合同組合」(sectional amalgamation) は非常に出来にくくなっていたことである。<sup>(28)</sup> この問題について、イングランド北東部、すなわちダーラムおよびノーサンバーランド、ヨークシアおよびダービニア地方、そして最後にスコットランド地方の状態について考察することが必要となる。ダーラムおよびノーサンバーランドは、炭鉱としての古い歴史をもち、年拘束契約 (yearly bond)、罰金制度および「三日間の悲嘆」のような半奴隸的な極酷が根強く残っており、<sup>(29)</sup> そのような前近代的な諸関係がきびしいだけにまたこれを打破しようとする労働者の闘争もまことに凄まじいものがあり、<sup>(30)</sup> 1840年以後 19世紀全体を通じて、「東北炭坑夫組合連合」(North-Eastern Miners' Association) は、イギリス炭坑夫の労働運動に決定的な影響を及ぼしたのであった。<sup>(31)</sup> 北東部炭坑労働運動の 60年代における諸特徴は、つぎの諸点に集約することができる。(1)地方的なストライキの自然発生的な連帯の維持——その目標は、年拘束契約反対と坑内安全確保のための監視の強化、従って全国的な運動への無関心。(2)技術的進歩、とくに発破の完成は、採炭夫をして 2人 1組になって一ヶ所で働くことを必ずしも必要としなくなり、6時間を単位とす

注(26) この点については、「三田学会雑誌」第 62 巻第 12 号参照。

(27) とはいっても、この両組織は、決定的に対立抗争をつづけたわけではなく、1870年以後、益々はげしくなってくる圧迫に対して、共同態勢をとらなければならなかった。(Cole, *Select Documents*, p. 501 ff.)

(28) とはいっても、Northumberland や Durham の場合、地方的な連盟組織のほか、職業別に組織ができなかったわけではない。たとえば、1864年、この地域の cokeman (コークス製造工)、機関工、機械工などのように、より大きな組織と連盟 (federation) としての組織をもちながら、職業別に分れて組織するという傾向もみられたことは注意されなければならない。たとえば、Durham County Colliery Enginemen and Boilerminders' Association (1872), Durham Cokemen and Byeproducts Workers (1874), Durham Deputy Overmen (1875), Durham Colliery Mechanics (1879) などである (Page Arnot, *ibid.*, p. 65)。

(29) これについては、Hammond, *The Skilled Labourer, 1760-1832, 1920*. および J.U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry, 1932, Vol. II*. を参照。

(30) 拙著「イギリス労働運動の生成——黎明期の労働運動と革命的民主主義」有斐閣、1960年、第 1 章第 2 節(5)参照。

(31) これについての詳細な叙述は、E. Welbourne, *The Miners' Union of Northumberland and Durham, 1921, Chap. VI and VII*.



る2交替制を生み出し、それと同時に、北東部の炭坑労働者の間に階級組織を生み出すこととなった。運輸手段の発達と運輸労働者の増加は、炭坑数の増大と比例し、それとともに、補助的な少年採炭夫をして高給熟練坑夫への昇進の機会を与えることとなった結果として、厳格な先任制(seniority)が、慣習的に、各炭坑における昇進(promotion)の基準とされるに至った。(3)従って、綿業におけるミュール紡績工にまさに類似的な地位に採炭夫はおかれていた。<sup>(32)</sup>以上のように分裂と支配の政策によって、60年代のダーラムおよびノーサンバーランドにおいては、資本の体系的な労務統轄が進められ、とくに1862~3年の間に年拘束契約(yearly bond or annual bond)を復活させようとする炭坑経営者の意図にたいして、北東部の組合は地方組合としての結束を一層強化し、associationというよりは、むしろ他のcraft unionに近い形の排他的・独占的な政策をとるに至ったのであるが、とくにノーサンバーランドの組合は当時急速に発展することによって、不熟練坑夫が激増していたダーラムが、年拘束契約に有効に抵抗しえないという事情から、これから離反し、一時、北東炭坑夫組合連盟は分裂の危機におちいったほどであった。こうしたなかで、1863年のNMAと69年のAAMとは競合関係をつづけ、とくに北東部の炭坑夫が、1830年から50年代にかけて伝統的に要求しつづけてきた最低賃金と労働時間の短縮を、60年代に至って拋棄し、その代りにスライディング・スケール(sliding scale)と調停制度をうけいれるに至って、戦闘的なAAMは1875年頃には既にその勢力を失なうに至った。<sup>(34)</sup>

一方、ヨークシアにおいては、南部ヨークシア坑夫組合(South Yorkshire Miners' Association)が、1858年以来、活動していたが、その勢力は相対的に弱く、わずかに、ダーラムおよびノーサンバーランドにたいするNMAの補助的な勢力としてとどまったにすぎない。そして北東地方の労働組合とも別の行動をとり、やがて大英国炭坑夫組合(Miners' Federation of Great Britain)の設立に積極的且つ指導的役割を演ずるのであるが、ここでもAAMは70年代には滅亡している。ダービッシュおよびスコットランドにおいては、amalgamationがどのような運命を辿ったかは、明らかではない。しかし問題はMacDonaldのamalgamationに対する態度であろう。すでに指摘したように、<sup>(35)</sup>NMAの主宰者としてのMacDonaldは、いうまでもなくAAMに反対の態度をとった。それにとどまらずJuntaの労働組合の支配、その'amalgamated' principle(=amalgamated societyの組織原則)の上に立つASEやASJCによる高級熟練労働者のきわめて限定された特権的なグループの運動方針にたいしても、ひとつは炭坑夫の酷烈な労働条件の認識といまひとつは派閥的な観点から、<sup>(36)</sup>はげしい憎悪を感じていたといわれる。こうした状況のなかで、炭坑夫およびその組合が、TUC

注(32) Turner, *ibid.*, p. 189.

(33) Welbourne, *ibid.*, pp. 123-124. Arnot, *ibid.*, p. 52.

(34) Welbourne, *ibid.*, Chap. IX Arbitration and Wage Reduction.

(35) Coleの前掲論文はふれているが、Arnot, *A History of the Scottish Miners*, 1955, Edinburghも、J.E. Williamsの名著、*The Derbyshire Miners, A Study in Industrial and Social History*, 1962, Londonも、これにふれていない。

(36) Cole, *ibid.*; (I.R.S.H.) p. 17.

の成立にあたってどのような役割を演じたかがつぎに追求されるべき問題である。

## (3)

以上、機械工、建築労働者(以上、本誌第63巻第1号および第3号所収)、綿業労働者および炭坑労働者の組織状況の考察によって、1850年代以後のクラフト・ユニオンズの論理のなかにどのような矛盾が存在し、またこれを象徴するものとしての「合同」主義('amalgamated' principle)が、これらの諸組織のなかでどのような形で生きつづけてきたか、とりわけ、連盟(federation)と合同(amalgamation)の二つの組織原則は、相互に相対立しながら、とくに綿業労働者および炭坑労働者の間では、amalgamationが、きわめて特異な形であらわれてきたのであった。この4つの大組合の組織構造を中心に、要約的にのべるならばつぎのようにいえるであろう。

ヴィクトリア型労働組合の典型ともいべき合同機械工組合は、機械製作に関係のあるさまざまな職種の組合、すなわち、鋳型工、鍛冶工、工場大工、鋳鉄工、真鍮製造工および機械工などの多くの職種の労働者が、一方において初期の職業クラブを中心に、相互扶助、失業救済および老齢の組合員の扶助などの共済活動を行ない、他方、それとならんで賃金および労働条件の改善を目的とする労働者の組織が職業別に出来上り、これらの職種別の地方的な組合が、1830年代から40年代にかけて次第に全国的なものとなり、1851年、機械工、鍛冶工、鋳型工および工場大工の全国的組合が合同してここにASEが結成されたのであった。すなわち、ASEは、全国的に労働市場を統轄する各機械製造部門の熟練労働者の合同(amalgamation)の結果として生まれたものであり、その下部組織としての地方支部組織に対する中央執行部の支配ならびに権威はまことに圧倒的なものであったのであり、完全な意味でのamalgamationとして、'amalgamated' principleが、きわめてきびしく守られていたところの組合であった。

これに対してASJCは、組織構造的にも政策的にも、ASEに近い形をとったのであるが、全国的にこれを掌握することができず、George Potterのように「合同」主義原則にはげしく反対した勢力が根強かったため、労働市場を完全な形で掌握するところのamalgamationとはなりえなかったのである。

綿業労働者および炭坑労働者の場合には、このamalgamationの原則は、その産業のもつ特殊事情、労働力構造の差異、労働市場の条件の相違などの原因のために、十分に浸透することができず、amalgamationの運動がおこった場合にもそれは、綿業にみられるように、全職種を包括するものではなく、近似的な数職種の合同(Amalgamated Society of Textile Workers and Kindred Tradesをみよ)にはかならなかった。ところが、炭坑夫の場合は、amalgamationは、最初から問題とはなりえず、地方的なfederationが精々その上に立つnational associationが一般的な組織形態であり、



1860年代におけるイギリス労働運動と労使関係

amalgamation は、実にこれに対立するものとしてあらわれてきたことは、<sup>(1)</sup>すでにふれたところである。要するに、amalgamated society の組織原則は、19世紀後半のイギリス労働組合運動に、さまざまな歪みをもちつつ影響を与えたのであり、その意味で ASE にみられるような合同組合が、全一的に、イギリス労働運動に君臨したのではなく、また労働運動の論理は、そのように単純なものではないことを物語っている(未完)。

注(1) Webb 夫妻はその History において MacDonald の National Union については十分にふれているが、これに対抗する amalgamated association についてはほとんどふれていない。しかしその影響力は少ないとしても無視しえない。(G.D.H. Cole, *ibid.*, p. 10) 参考までに Cole によって、その勢力範囲をみてみよう。

Membership of Miners' Trade Unions in 1873

MacDonald's National Miners Association: Leeds Conference, 1873	Amalgamated Association of Miners Bristol Conference, 1873	
<u>Scotland</u>		
Fife and Clackman .....	5,339	
Mid and East Lothian .....	2,060	
Stirling and Linlithgow .....	5,300	
Ayrshire .....	1,050	
Lanaikshire .....	5,000	
	<u>18,749</u>	
<u>North East</u>		
Northumberland .....	16,000	
Durham .....	35,000	
Cleveland .....	5,500	
	<u>56,500</u>	
<u>Yorkshire</u>		
South Yorkshire .....	20,000	
West Yorkshire .....	12,000	
	<u>32,000</u>	
<u>North West</u>		
Cumberland .....	850	
Ashton .....	3,100	
	<u>3,950</u>	
<u>East Midland</u>		
Derby and Nottingham .....	3,000	
S. Derby and Leicester .....	1,325	
	<u>4,325</u>	
<u>West Midland</u>		
Warwickshire .....	2,400	
Dudley .....	3,900	
Brierly Hill .....	500	
	<u>6,800</u>	
	<u>West Cumberland</u> .....	2,500
	<u>Lancashire</u> .....	15,017
		<u>17,517</u>
	North Saffordshire .....	8,800
	South Staffordshire .....	5,810
	Shropshire .....	2,664
	Cannock Chase .....	2,702
	Tamworth .....	1,125
	West Bromwich .....	3,260
		<u>24,361</u>

経済の基本的構造の決定<sup>(註1)</sup>(一)

— 投入・産出分析の手法による —

尾 崎 巖  
石 田 孝 造

1. 研究の目的

1.1. これまで、慶応義塾大学産業研究所・生産構造分析プロジェクトを中心に続行されてきた一連の研究の目的は、高成長経済に随伴する経済構造変化の基本的要因を、投入—産出分析の手法によって、計量的に解明することにあつた。かかる構造変化の基底には、成長に伴う需要構造の変動と共に、生産物の供給条件を規制する技術構造の変動もまた重要な役割を果たす。いうまでもなく本研究の分析は、後者の側、すなわち技術構造の変化とその波及の解明のためになされている。

1.2. 本研究における一連の分析作業は、大きく三つの段階に分けてすすめられてきた。その第1段階は、よく定義された個別商品毎の生産技術特性の確定である。具体的には商品ベース投入関数の測定という形で投入—産出の技術的關係が計測されたが、同時に、各商品の生産技術の特性として規模の経済性の効果が顕著に検出された。

研究の第2段階は、それぞれ固有の技術特性をもつ各種商品間の転換過程の分析である。高成長経済の下における生産性上昇は、急速な構造変化の中で捉えられなければならない。その場合、経済全体としての生産性の上昇、したがって1人当り所得の上昇は、従来と同一の商品構造を維持しつつもなおかつ実現するであろう生産性上昇の効果と、在来的商品生産からより高い技術効率をもつ新商品への転換の過程で生じる生産性上昇の効果との相乗積として表わされ得る。本稿の課題は、この第2段階における商品構造転換の過程の実態を計量的に分析することである。

注(1) 本研究は、昭和44年度、文部省科学研究費を基に産業研究所生産構造分析プロジェクトおよび投入・産出分析に関する日・米協同研究作業の一環として作業がすすめられた。研究成果の一端は「Choice and Introduction of New Technology」なるテーマの progress paper として、昭和44年度、第1回日米協同研究会議(於ハーバード大学)で報告された。研究作業に当っては、清水雅彦氏、小貝定之氏、亀山嘉和氏、岡本真一氏、加藤清孝氏、中村純氏、木村文勝氏、宮川且子氏他多くの方々の労をわずらわした。本稿はこれら諸氏による協同研究の結果の報告である。